

家畜衛生だより

From 中央家保 家きん・めん山羊・馬 用

中央家畜保健衛生所・中央動物防疫協議会
〒262-0011 千葉市花見川区三角町656
Tel:043-250-4141 (夜間・休日対応)
Fax:043-286-0090
(公社)千葉県畜産協会

外国からの従業員を受け入れている農家の皆様へのお願い

～海外から口蹄疫、アフリカ豚熱、鳥インフルエンザなどの病気を侵入させないために～

母国のご家族等が送ってくる国際郵便の中に、**輸入禁止の肉製品等**が入っている可能性があります。

また、**口蹄疫、アフリカ豚熱、鳥インフルエンザ等の発生地域(中国、ベトナム等のアジア地域)**からの**生肉、加工・調理した肉、ハム・ソーセージ等の肉製品**は法律で**輸入が禁止**されており、国際郵便でも持ち込めません。



国際郵便の例



輸入禁止品の例

このため

- 国際郵便が届いたら、肉製品等が入っていないことを外国人の従業員の皆様に確認するようお願いいたします。
- また、母国のご家族等が肉製品等を日本に送らないように、外国人の従業員の皆様に周知して頂きますようお願いいたします。
- 郵便物内に肉製品等が入っていた場合は、速やかに下記までお知らせください。

※ このような検査済のスタンプはありますか？ →



スタンプの見本

農林水産省 動物検疫所
成田支所 庶務課
TEL:0476-34-2340

千葉県中央家畜保健衛生所
TEL:043-250-4141
FAX:043-286-0090

堆肥の生産、販売、譲渡のための届出は済んでいますか？

- 家畜ふんや堆肥は肥料取締法上、「特殊肥料」です。
- これらを生産、他者へ※販売、譲渡する際は、同法に基づき、届出が必要です。届出を行わずに販売、譲渡を行うことは肥料取締法違反になります。
- 今般、無届で肥料(家畜ふん、堆肥ではない)を販売した疑いで、書類送検される事例がありました。
- 届出事項に変更が生じた際の変更届出もお忘れなく! ※全量を自家消費する場合は不要です。

問い合わせ、届出先:千葉県農林総合研究センター 検査業務課 TEL:043-291-1875